1. 目的

非常用ガス処理系主要弁(T46-F001A, B 及び T46-F003A, B)について, 弁箱厚さが公称値で記載され 弁ふた厚さ及び弁ふた材料の記載がなかったことから,他の主要弁と記載の整合を図るため要目表の 弁箱厚さについて腐食代を考慮した寸法(設計確認値)へ記載を変更し,弁ふた厚さ及び弁ふた材料を 記載する。

2. 要目表の記載の変更の概要

弁箱厚さについて,腐食代を考慮した寸法(設計確認値)へ変更する。また,弁ふた厚さ及び弁ふた 材料を新たに記載する。

変更点は以下のとおりである(添付資料1~3参照)。

(1) 弁箱厚さ(T46-F001A, B, T46-F003A, B)



- (2) 弁ふた厚さ,材料 (T46-F001A, B, T46-F003A, B)
 変更前:(弁ふた厚さ) –

 (弁ふた材料) –
 変更後:(弁ふた厚さ)
 (mm)
 - (弁ふた材料)S25C
- 3. 要目表の記載の変更の必要性

他の主要弁との記載の整合を図るため要目表の弁箱厚さについて腐食代を考慮した寸法(設計確認 値)へ変更し,弁ふた厚さ及び弁ふた材料を新たに記載する必要がある。

4. 設工認手続きについて

本手続きでは,要目表の弁箱厚さについて腐食代を考慮した寸法(設計確認値)へ記載を変更する。 また,これまで記載していなかった弁ふた厚さ及び弁ふた材料について記載する。

本変更は、「実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則」の別表第一において、圧力低減設備その他の安全設備に係るものの「改造」に該当することから、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」第43条の3の9第2項に基づき,設計及び工事の計画の変更認可申請が必要となる。

5. 設計及び工事の計画の変更認可申請における技術基準規則の整理について

設計及び工事の計画の変更認可申請を行うにあたり,技術基準規則の条文ごとに,該当する適合性確 認の要否を整理した結果を添付資料4に示す。

6. 添付すべき資料の整理

本手続きによる設計及び工事の計画の変更認可申請書に添付すべき書類は,「実用発電用原子炉の設 置、運転等に関する規則」の別表第二の上欄に記載される種類に応じて,下欄に記載される添付書類を 添付する必要がある。

ただし,別表第二では「認可の申請又は届出に係る工事の内容に関係あるものに限る。」との規定が あるため,添付書類の要否を検討した。検討結果を添付資料 5,6 に示す。

以 上

- 添付資料1:非常用ガス処理系主要弁の要目表(今回変更認可申請資料)
- 添付資料2:非常用ガス処理系の系統図(今回変更認可申請資料)
- 添付資料3:機器の配置を明示した図面(今回変更認可申請資料)
- 添付資料4:設計及び工事の計画の変更認可申請における技術基準規則の整理結果
- 添付資料5:設計及び工事の計画の変更認可申請書において要求される添付書類及び本申請における添 付の要否の検討結果
- 添付資料6:設計及び工事の計画の変更認可申請書に添付する添付書類の変更有無について

添付資料1:非常用ガス処理系主要弁の要目表(今回変更認可申請資料)

	メー主要弁(常設)					
	変 更 前*1		変 更 後			
名		称	T46-F0	01A, B		
種	類	_	止め	¢۴-		
最	高使用压力	kPa	-23, 5~	~13.7	変更なし	
最	高使用温度	°C	10	0		
1	呼び孫		300	0.0		
一要小	弁 箱 厚 さ	mm				
让	かふた厚さ	am				
材料	弁 箱	-	SCP	112		
料	弁ふた	-	\$23	sc		
熞	動 方 法		2001	作動	変更なし	
纲	数	-	2			
版	系 統 名 (ライン名)		T46-F001A 非常用ガス処理系A系	T46-F001B 非常用ガス処理系B系		
付	設 置 床		原子炉建屋 0, P. 33, 20m	原子炉建屋 0, P. 33, 20m		
R	溢水防護上の 区面番号	-				
197	溢水防護上の配慮 が 必 要 な 高 さ					

注記*1 :既工事計圖書に記載がないため記載の適正化を行う。記載内容は,設計図書による。

: 手続き対象

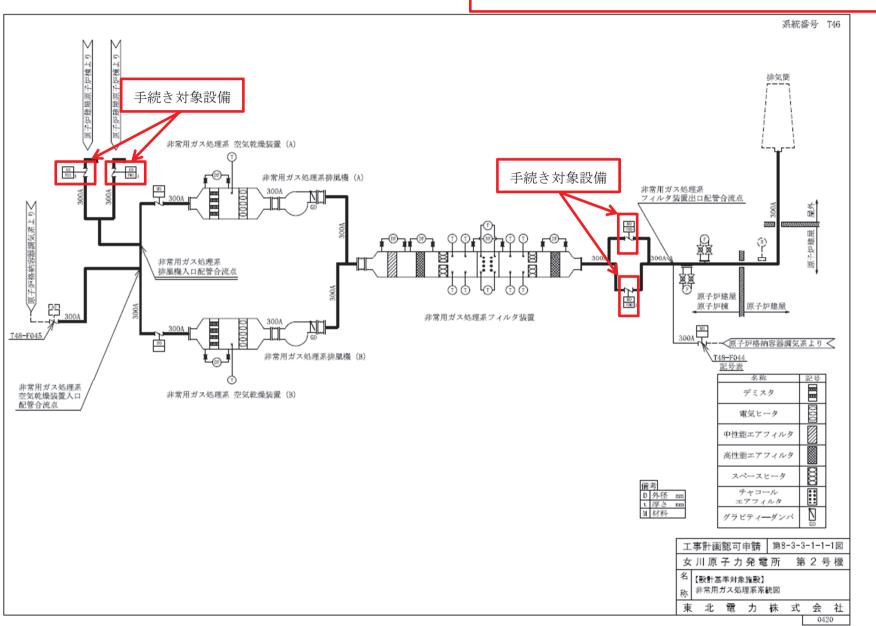
特別みの内容は高粱検密の現点から公開できません。

			変	更 前*1	定 3	芝 後
名		称	T46-	-F003A, B		
88	類	(-)	ti.	とめ弁		
最	高使用压力	kPa		23. 5	変更	なし
最	高使用温度	°C		140		
主	呼び径			300A		
主要寸	弁 箱 厚 さ	nn				
法	弁ふた厚さ	-				
材	弁 箱	-	S	SCPH2		
材料	弁ふた	-	3	\$25C		
駆	動 方 法	1	電	気作動	変更	<i>t</i> 1.
餌	数	-		2		- p. w.
取	系 統 名 (ライン名)	-	T46-F003A 非常用ガス処理系A系	T46-F0038 非常用ガス処理系B系	-	
付	設 置 床	-	原子炉建屋 0. P. 22. 50m	原子炉建屋 0. P. 22. 50m		
简	溢水防護上の 区 両 番 号	-	_		R-2F-1-1	R-2F-1-1
所	溢水防護上の配慮 が 必要な高さ	-			床上0.13m以上	床上0.13m以上

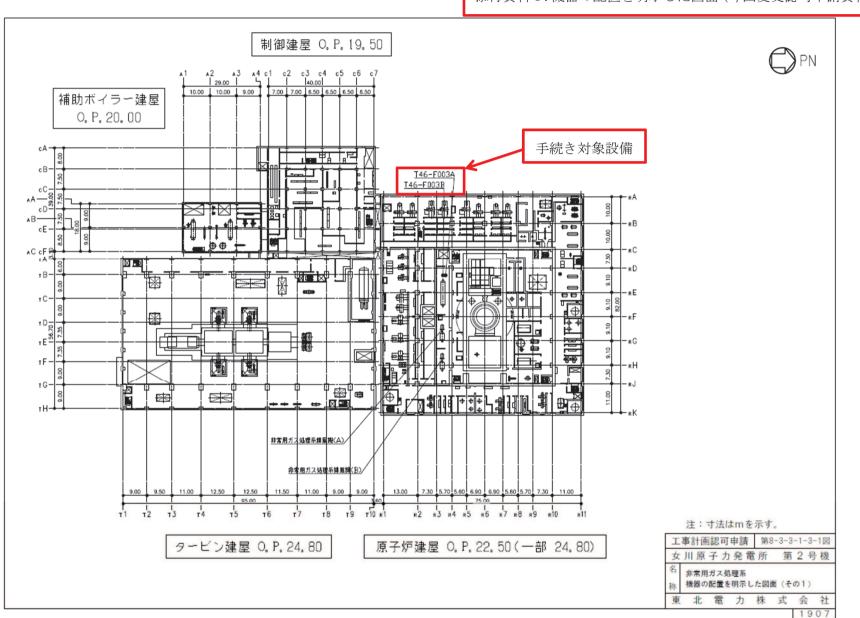
注記*1 :既工事計画書に記載がないため記載の適正化を行う。記載内容は、設計図書による。

: 手続き対象

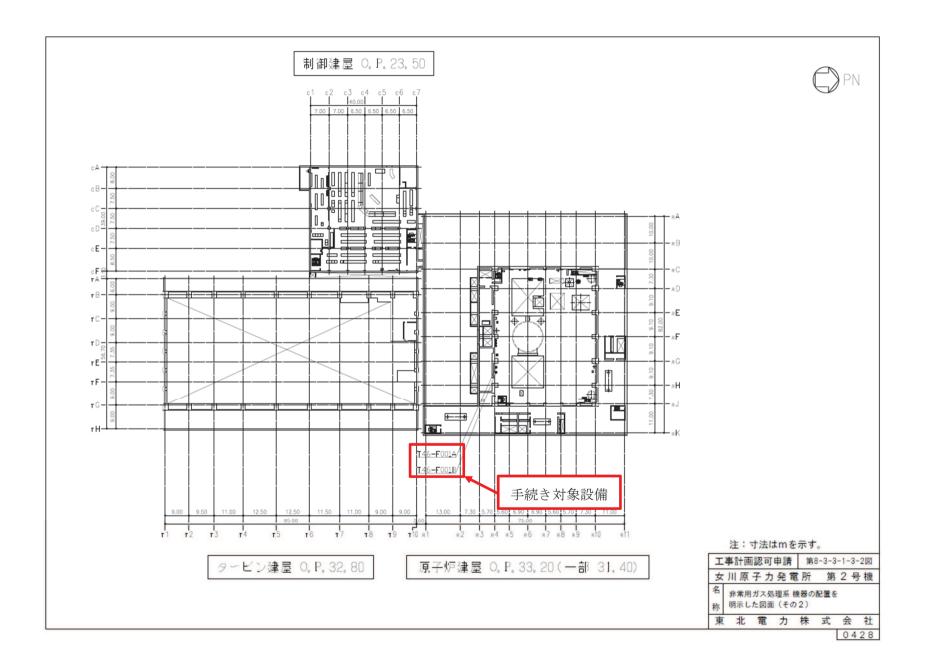
枠囲みの内容は商業機密の観点から公開できません。



添付資料2:非常用ガス処理系の系統図(今回変更認可申請資料)



添付資料3:機器の配置を明示した図面(今回変更認可申請資料)



【凡例】〇:適用条文であり、今回の申請で適合性を確認する必要がある条文 △:適用条文であるが、既に適合性が確認されている条文 ×:適用を受けない条文

	技術基準条文	適用要否判断	理由	適合性を確認するための申請書類
第4条	設計基準対象施設の地盤		本設備は,設計基準対象施設であることから,適用条文となるが,設計基準対象施設の地盤については,令和3年12月23日付け原規規発第2112231号にて認可 された設計及び工事の計画(以下「既工事計画」という。)において適合性が確認されており,本手続きにおいて既工事計画から要目表の記載の変更をするものの,設置 地盤を変更するもしくは影響を与えるものではなく,設計基準対象施設の地盤に係る設計は本手続きに関係しないため,審査対象条文とはならない。	-
第5条	地震による損傷の防止	0	本設備は,耐震重要度分類Sクラスに分類され,それに応じた地震力に耐えうる設計であることの確認が必要であり,本条文に適合していることの確認が必要であるため, 審査対象条文となる。耐震重要度分類Sクラスの地震力に耐えうる設計であることを,右記の申請書類で確認し,本条文に適合していると判断した。	・耐震性に関する説明書
第6条	津波による損傷の防止		本設備は,設計基準対象施設であることから,適用条文となるが,津波による損傷の防止については,既工事計画において適合性が確認されており,本手続きにおいて 既工事計画から要目表の記載の変更をするものの,設置場所の変更設計や津波防護施設の変更を行うものではなく,津波による損傷の防止に係る設計は本手続きに関 係しないため,審査対象条文とならない。	-
第7条	外部からの衝撃による損傷の防 止		本設備は,設計基準対象施設であることから,適用条文となるが,外部からの衝撃による損傷の防止については,既工事計画において適合性が確認されており,本手続 きにおいて既工事計画から要目表の記載の変更をするものの,設置場所の変更や外部からの衝撃に対する防護措置の変更を行うものではなく,外部からの衝撃による損 傷の防止に係る設計は本手続きに関係しないため,審査対象条文とならない。	-
第8条	立入りの防止		工場等に係る要求であることから,適用条文となるが,立ち入りの防止については,工場,事業所(発電所)に対する要求であり,既工事計画において適合性が確認されており,本申請は,立ち入りの防止が図られた区域内に設置されている設備の手続きであり,既設計に影響を与えるものではないことから,審査対象条文とならない。	-
第9条	発電用原子炉施設への人の不 法な侵入等の防止		工場等に係る要求であることから,適用条文となるが,発電用原子炉施設への人の不法な侵入等の防止については,工場,事業所(発電所)に対する要求であり, 既工事計画において適合性が確認されており,本申請は,人の不法な侵入・不正アクセス等の防止が図られた区域内に設置されている設備の手続きであり,既設計に影 響を与えるものではないことから,審査対象条文とならない。	-
第10条	急傾斜地の崩壊の防止	×	女川原子力発電所において急傾斜地崩壊危険区域に指定された箇所はないことから,適用条文とはならない。	-
第11条	火災による損傷の防止		本設備は,設計基準対象施設であることから,適用条文となるが,火災による損傷の防止については,既工事計画において適合性が確認されており,本手続きにおいて 既工事計画から要目表の記載の変更をするものの,設置場所の変更や不燃材料を使用する設計の変更を行うものではなく,火災による損傷の防止に係る設計は本手続 きに関係しないため,審査対象条文とならない。	-
第12条	発電用原子炉施設内における 溢水等による損傷の防止		本設備は,設計基準対象施設であることから,適用条文となるが,溢水による損傷の防止については,既工事計画において適合性が確認されており,本手続きにおいて 既工事計画から要目表の記載の変更をするものの,設置場所の変更,浸水防護設備の変更および既工事計画の溢水評価の変更を行うものではなく,溢水による損傷 の防止に係る設計は本手続きに関係しないため,審査対象条文とならない。	=
第13条	安全避難通路等		本設備は,発電用原子炉設備であることから,適用条文となるが,安全避難通路等については,既工事計画において適合性が確認されており,本手続きにおいて既工 事計画から要目表の記載の変更をするものの,設置場所の変更や安全避難通路等に係る設計の変更を行うものではなく,安全避難通路等に係る設計は本手続きに関 係しないため,審査対象条文とならない。	-
第14条	安全設備	0	本設備は,安全設備であり,変更を行う設備が通常運転時,運転時の異常な過度変化及び設計基準事故等において,必要な機能が,発揮できることを確認する必要があるため,審査対象条文となる。必要な機能を発揮することを,右記の申請書類で確認し,本条文に適合していると判断した。	・安全設備及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する 説明書
第15条	設計基準対象施設の機能	0	本設備は設計基準対象施設であり、設計基準対象施設の機能として、保守点検を含めた試験・検査性について、適合性の確認が必要であり、審査対象条文となる。 悪影響防止及び保守点検を含めた試験・検査性が確保されている設計であることを、右記の申請書類で確認し、本条文に適合していると判断した。	・安全設備及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する 説明書
第16条	全交流動力電源喪失対策設備	×	<mark>本設備</mark> は, 全交流動力電源喪失対策設備に該当しないことから, 適用条文とはならない。	-
第17条	材料及び構造	×	<mark>本設備</mark> は, クラス 1 機器, クラス 2 機器及びクラス 3 機器に該当しない <mark>ことから</mark> , 適用条文とはならない。	-
第18条	使用中の亀裂等による破壊の防 止	×	<mark>本設備</mark> は,クラス1機器,クラス2機器及びクラス3機器に該当しない <mark>ことから</mark> ,適用条文とはならない。	-

【凡例】○:適用条文であり、今回の申請で適合性を確認する必要がある条文 △:適用条文であるが、既に適合性が確認されている条文 ×:適用を受けない条文

	技術基準条文	適用要否判断	理由	適合性を確認するための申請書類
第19条	流体振動等による損傷の防止	×	<mark>本設備</mark> は, 一次冷却系統に該当しないことから, 適用条文とはならない。	•
第20条	安全弁等	×	本設備は,設計基準対象施設に該当するものの,安全弁等に該当しないことから,適用条文とはならない。	=
第21条	耐圧試験等	×	本設備は、クラス1機器、クラス2機器及びクラス3機器に該当しないことから、適用条文とはならない。	
第22条	監視試験片	×	本設備は,設計基準対象施設に該当するものの,容器に該当しないことから,適用条文とはならない。	
第23条	炉心等	×	<mark>本設備</mark> は、 炉心等に該当しないことから、 適用条文とはならない。	
第24条	熱遮蔽材	×	<mark>本設備</mark> は, 熱遮蔽材に該当しないことから, 適用条文とはならない。	
第25条	一次冷却材	×	<mark>本設備</mark> は, 一次冷却材に該当しないことから, 適用条文とはならない。	-
第26条	燃料取扱設備及び燃料貯蔵設 備	×	本設備は,燃料取扱設備及び燃料貯蔵設備に該当しないことから,適用条文とはならない。	-
第27条	原子炉冷却材圧カバウンダリ	×	本設備は,原子炉冷却材圧カバウンダリに該当しないことから,適用条文とはならない。	
第28条	原子炉冷却材圧カバウンダリの 隔離装置等	×	本設備は,原子炉冷却材圧カバウンダリの隔離装置等に該当しないことから,適用条文とはならない。	
第29条	一次冷却材処理装置	×	本設備は, 一次冷却材処理装置に該当しないことから, 適用条文とはならない。	
第30条	逆止め弁	×	<mark>本設備</mark> は,放射性物質を含まない流体を導く管 <mark>への逆止め弁</mark> に該当しないことから,適用条文とはならない。	
第31条	蒸気タービン	×	<mark>本設備</mark> は, 蒸気タービンに該当しないことから, 適用条文とはならない。	
第32条	非常用炉心冷却設備	×	<mark>本設備</mark> は, 非常用炉心冷却設備に該当しないことから, 適用条文とはならない。	-
第33条	循環設備等	×	<mark>本設備</mark> は,循環設備等に該当しないことから,適用条文とはならない。	-
第34条	計測装置	×	本設備は、計測装置に該当しないことから、適用条文とはならない。	•

【凡例】○:適用条文であり、今回の申請で適合性を確認する必要がある条文 △:適用条文であるが、既に適合性が確認されている条文 ×:ù

|--|

Т

Г

	技術基準条文	適用要否判断	理由	適合性を確認するための申請書類
第35条	安全保護装置	×	<mark>本設備</mark> は,安全保護装置に該当しないことから,適用条文とはならない。	=
第36条	反応度制御系統及び原子炉停 止系統	×	本設備は、反応度制御系統及び原子炉停止系統に該当しないことから、適用条文とはならない。	=
第37条	制御材駆動装置	×	本設備は、制御材駆動装置に該当しないことから、適用条文とはならない。	-
第38条	原子炉制御室等	×	<mark>本設備</mark> は,原子炉制御室等に該当しないことから,適用条文とはならない。	-
第39条	廃棄物処理設備等	×	<mark>本設備</mark> は,廃棄物処理設備等に該当しないことから,適用条文とはならない。	-
第40条	廃棄物貯蔵設備等	×	<mark>本設備</mark> は, 廃棄物貯蔵設備等に該当しないことから, 適用条文とはならない。	-
第41条	放射性物質による汚染の防止	×	<mark>本設備</mark> は,放射性物質による汚染の防止に該当しないことから,適用条文とはならない。	-
第42条	生体遮蔽等	×	<mark>本設備</mark> は, 生体遮蔽等に該当しないことから, 適用条文とはならない。	-
第43条	換気設備	×	<mark>本設備</mark> は, 換気設備に該当しないことから, 適用条文とはならない。	-
第44条	原子炉格納施設	0	本設備は,非常用ガス処理系であるため審査対象条文となる。気体状の放射性物質を低減できることを,右記の申請書類で確認し,本条文の規定に適合していると判 断した。	・基本設計方針 ・設定根拠に関する説明書
第45条	保安電源設備	×	<mark>本設備</mark> は, 保安電源設備に該当しないことから, 適用条文とはならない。	-
第46条	緊急時対策所	×	本設備は、緊急時対策所に該当しないことから、適用条文とはならない。	-
第47条	警報装置等	×	<mark>本設備</mark> は,警報装置等に該当しないことから,適用条文とはならない。	-
第48条	準用	×	<mark>本設備</mark> は,補助ボイラ,ガスタービン,内燃機関又は電気設備に該当しないことから,適用条文とはならない。	-
第49条	重大事故等対処施設の地盤	×	本設備は、重大事故等対処施設に該当しないことから、適用条文とはならない。	-
第50条	地震による損傷の防止	×	<mark>本設備</mark> は, 重大事故等対処施設に該当しないことから, 適用条文とはならない。	-

٦

Т

【凡例】○:適用条文であり、今回の申請で適合性を確認する必要がある条文 △:適用条文であるが、既に適合性が確認されている条文 ×:適用を受けない条文

	技術基準条文	適用要否判断	理由	適合性を確認するための申請書類
第51条	津波による損傷の防止	×	本設備は,重大事故等対処施設に該当しないことから,適用条文とはならない。	-
第52条	火災による損傷の防止損傷の防 止	×	本設備は,重大事故等対処施設に該当しないことから,適用条文とはならない。	=
第53条	特定重大事故等対処施設	×	本設備は、特定重大事故等対処施設に該当しないことから、適用条文とはならない。	=
第54条	重大事故等対処設備	×	本設備は,重大事故等対処施設に該当しないことから,適用条文とはならない。	=
第55条	材料及び構造	×	本設備は,重大事故等対処施設に該当しないことから,適用条文とはならない。	-
第56条	使用中の亀裂等による破壊の防 止	×	本設備は,重大事故等対処施設に該当しないことから,適用条文とはならない。	=
第57条	安全弁等	×	<mark>本設備</mark> は, 重大事故等対処施設に該当しないことから, 適用条文とはならない。	-
第58条	耐圧試験等	×	本設備は,重大事故等対処施設に該当しないことから,適用条文とはならない。	•
第59条	緊急停止失敗時に発電用原子 炉を未臨界にするための設備	×	本設備は,重大事故等対処施設に該当しないことから,適用条文とはならない。	•
第60条	原子炉冷却材圧カバウンダリ高 圧時に発電用原子炉を冷却す るための設備	×	本設備は,重大事故等対処施設に該当しないことから,適用条文とはならない。	•
第61条	原子炉冷却材圧力バウンダリを 減圧するための設備	×	本設備は,重大事故等対処施設に該当しないことから,適用条文とはならない。	=
第62条	原子炉冷却材圧カバウンダリ低 圧時に発電用原子炉を冷却す るための設備	×	本設備は, 重大事故等対処施設に該当しないことから, 適用条文とはならない。	=
第63条	最終ヒートシンクへ熱を輸送する ための設備	×	本設備は,重大事故等対処施設に該当しないことから,適用条文とはならない。	=
第64条	原子炉格納容器内の冷却等の ための設備	×	本設備は,重大事故等対処施設に該当しないことから,適用条文とはならない。	=
第65条	原子炉格納容器の過圧破損を 防止するための設備	×	本設備は,重大事故等対処施設に該当しないことから,適用条文とはならない。	=
第66条	原子炉格納容器下部の溶融炉 心を冷却するための設備	×	本設備は,重大事故等対処施設に該当しないことから,適用条文とはならない。	=

【凡例】〇:適用条文であり、今回の申請で適合性を確認する必要がある条文 △:適用条文であるが、既に適合性が確認されている条文 ×:適用を受けない条文

	技術基準条文	適用要否判断	理由	適合性を確認するための申請書類
第67条	水素爆発による原子炉格納容 器の破損を防止するための設備	×	<mark>本設備</mark> は, 重大事故等対処施設に該当しないことから, 適用条文とはならない。	-
第68条	水素爆発による原子炉建屋等 の損傷を防止するための設備	×	<mark>本設備</mark> は, 重大事故等対処施設に該当しないことから, 適用条文とはならない。	-
第69条	使用済燃料貯蔵槽の冷却等の ための設備	×	<mark>本設備</mark> は, 重大事故等対処施設に該当しないことから, 適用条文とはならない。	-
第70条	工場等外への放射性物質の拡 散を抑制するための設備	×	<mark>本設備</mark> は, 重大事故等対処施設に該当しないことから, 適用条文とはならない。	-
第71条	重大事故等時に必要となる水 源及び水の供給設備	×	<mark>本設備</mark> は, 重大事故等対処施設に該当しないことから, 適用条文とはならない。	-
第72条	電源設備	×	<mark>本設備</mark> は, 重大事故等対処施設に該当しないことから, 適用条文とはならない。	-
第73条	計装設備	×	<mark>本設備</mark> は, 重大事故等対処施設に該当しないことから, 適用条文とはならない。	-
第74条	運転員が原子炉制御室にとどま るための設備	×	<mark>本設備</mark> は, 重大事故等対処施設に該当しないことから, 適用条文とはならない。	-
第75条	監視測定設備	×	<mark>本設備</mark> は, 重大事故等対処施設に該当しないことから, 適用条文とはならない。	-
第76条	緊急時対策所	×	<mark>本設備</mark> は, 重大事故等対処施設に該当しないことから, 適用条文とはならない。	-
第77条	通信連絡を行うために必要な設 備	×	<mark>本設備</mark> は, 重大事故等対処施設に該当しないことから, 適用条文とはならない。	-
第78条	進用	×	<mark>本設備</mark> は, 重大事故等対処施設に該当しないことから, 適用条文とはならない。	-

設計及び工事の計画の変更認可申請書において要求される

添付書類及び本申請における添付の要否の検討結果

	実用発電用原子炉の設置,	添付の要否	
	運転等に関する規則	$(\bigcirc \cdot \times)$	理由
	別表第二派付書類	, <u> </u>	
各新	き電用原子炉施設に共通		
1	送電関係一覧図	×	非常用ガス処理系 主要弁の要目表の記
			載の変更により,送電関係一覧図に変更
			はないため不要。
2	急傾斜地崩壊危険区域内において行う	×	女川原子力発電所において,急傾斜地崩
	制限工事に係る場合は,当該区域内の急		壊危険区域に指定された箇所はないた
	傾斜地(急傾斜地の崩壊による災害の防		め不要。
	止に関する法律第二条第一項に規定す		
	るものをいう。以下同じ。)の崩壊の防止		
	措置に関する説明書		
3	工場又は事業所の概要を明示した地形	×	非常用ガス処理系 主要弁の要目表の記
	図		載の変更により,工場又は事業所の概要
			を明示した地形図に変更はないため不
			要。
4	主要設備の配置の状況を明示した平面	×	主要設備の配置の状況を明示した平面
	図及び断面図		図及び断面図において,主要弁は明示し
			ていないため不要。
5	単線結線図(接地線(計器用変成器を除	×	非常用ガス処理系 主要弁の要目表の記
	く。)については電線の種類,太さ及び接		載の変更により,単線結線図に変更はな
	地の種類も併せて記載すること。)		いため不要。
6	新技術の内容を十分に説明した書類	×	非常用ガス処理系 主要弁の要目表の記
			載の変更では,新技術の採用等を実施し
			ていないため不要。
7	発電用原子炉施設の熱精算図	×	非常用ガス処理系 主要弁の要目表の記
			載の変更により,発電用原子炉施設の熱
L			精算図に変更はないため不要。
8	熱出力計算書	×	非常用ガス処理系 主要弁の要目表の記
			載の変更により,熱出力計算書に変更は
			ないため不要。
9	発電用原子炉の設置の許可との整合性	0	工事計画認可申請書の工事計画の内容
	に関する説明書		が,令和2 年2 月26 日付け原規規発第
			2002261号で許可された設置変更許可申
			請書との整合性を確認する必要がある

	実用発電用原子炉の設置,	添付の要否	
	運転等に関する規則	$(\bigcirc \cdot \times)$	理由
	別表第二 添付書類		
			ことから添付する。
10	排気中及び排水中の放射性物質の濃度	×	非常用ガス処理系 主要弁の要目表の記
	に関する説明書		載の変更により, 排気中及び排水中の放
			射性物質の濃度に変更はないため不要。
11	人が常時勤務し,又は頻繁に出入する工	×	非常用ガス処理系 主要弁の要目表の記
	場又は事業所内の場所における線量に		載の変更により,人が常時勤務し又は頻
	関する説明書		繁に出入する工場又は事業所内の場所
			における線量に変更はないため不要。
12	発電用原子炉施設の自然現象等による	×	非常用ガス処理系 主要弁の要目表の記
	損傷の防止に関する説明書		載の変更により,発電用原子炉施設の自
			然現象等による損傷の防止に変更はな
			いため不要。
13	放射性物質により汚染するおそれがあ	×	非常用ガス処理系 主要弁の要目表の記
	る管理区域(第二条第二項第四号に規定		載の変更により,放射性物質により汚染
	する管理区域のうち,その場所における		するおそれがある管理区域並びにその
	外部放射線に係る線量のみが同号の規		地下に施設する排水路並びに当該排水
	定に基づき告示する線量を超えるおそ		路に施設する排水監視設備及び放射性
	れがある場所を除いた場所をいう。)並		物質を含む排水を安全に処理する設備
	びにその地下に施設する排水路並びに		の配置に変更はないため不要。
	当該排水路に施設する排水監視設備及		
	び放射性物質を含む排水を安全に処理		
	する設備の配置の概要を明示した図面		
14	取水口及び放水口に関する説明書	×	非常用ガス処理系 主要弁の要目表の記
			載の変更により, 取水口及び放水口に変
			更はないため不要。
15	設備別記載事項のうち,容量又は注入速	\bigcirc	非常用ガス処理系 主要弁の要目表の記
	度,最高使用圧力,最高使用温度,個数,		載の変更により,設定根拠への影響を確
	再結合効率,加熱面積,伝熱面積,揚程又		認する必要があるため添付する。
	は吐出圧力,原動機の出力,外径,閉止時		
	間,漏えい率,制限流量,落下速度,駆動		
	速度及び挿入時間, 効率, 吹出圧力, 慣性		
	定数,回転速度半減時間,慣性モーメン		
	ト,設定破裂圧力並びに設計温度の設定		
	根拠に関する説明書		
16	環境測定装置(放射線管理用計測装置に	×	非常用ガス処理系 主要弁は,環境測定
	係るものを除く。)の構造図及び取付箇		装置(放射線管理用計測装置に係るもの

	実用発電用原子炉の設置,	添付の要否	
	運転等に関する規則	$(\bigcirc \cdot \times)$	理由
	別表第二 添付書類		
	所を明示した図面		を除く。)に該当する設備ではないため
			不要。
17	クラス1機器(技術基準規則第二条第二	×	非常用ガス処理系主要弁は,クラス1機
	項第三十三号口に規定するクラス 1 機		器及び炉心支持構造物に該当する設備
	器をいう。)及び炉心支持構造物の応力		ではないため不要。
	腐食割れ対策に関する説明書(クラス 1		
	機器にあっては,支持構造物を含めて記		
	載すること。)		
18	安全設備(技術基準規則第二条第二項第	0	非常用ガス処理系 主要弁の要目表の記
	九号に規定する安全設備をいう。)及び		載の変更により,使用される条件の下に
	重大事故等対処設備(設置許可基準規則		おける健全性に対して影響を与えるも
	第二条第二項第十四号に規定する重大		のでないが,安全設備に該当することか
	事故等対処設備をいう。)が使用される		ら添付する。
	条件の下における健全性に関する説明		
	書		
19	発電用原子炉施設の火災防護に関する	×	非常用ガス処理系 主要弁の要目表の記
	説明書		載の変更により,発電用原子炉施設の火
			災防護に変更はないため不要。
20	発電用原子炉施設の溢水防護に関する	×	非常用ガス処理系 主要弁の要目表の記
	説明書		載の変更により,設置場所等に変更はな
			く、溢水防護に変更はないため不要。
21	発電用原子炉施設の蒸気タービン,ポン	×	非常用ガス処理系 主要弁の要目表の記
	プ等の損壊に伴う飛散物による損傷防		載の変更により, 蒸気タービン、ポンプ
	護に関する説明書		等の破壊に伴う飛散物による損傷防護
			に変更はないため不要。
22	通信連絡設備に関する説明書及び取付	×	非常用ガス処理系 主要弁の要目表の記
	箇所を明示した図面		載の変更により,通信連絡設備に変更は
			ないため不要。
23	安全避難通路に関する説明書及び安全	×	非常用ガス処理系 主要弁の要目表の記
	避難通路を明示した図面		載の変更により,安全避難通路に変更は
			ないため不要。
24	非常用照明に関する説明書及び取付箇	×	非常用ガス処理系 主要弁の要目表の記
	所を明示した図面		載の変更により,非常用照明に変更はな
			いため不要。

	実用発電用原子炉の設置,	添付の要否	
	運転等に関する規則	$(\bigcirc \cdot \times)$	理由
	別表第二派付書類		
原于	广炉格纳施設		
1	原子炉格納系統施設に係る機器の配置	0	非常用ガス処理系 主要弁の要目表の記
	を明示した図面及び系統図		載の変更により,機器の配置及び系統図
			に変更はないが,申請対象を示すため添
			付する。
2	耐震性に関する説明書(支持構造物を含	0	非常用ガス処理系 主要弁の要目表の記
	めて記載すること。)		載の変更により, 耐震重要度クラスに応
			じた地震力に耐えられる設計であるこ
			とを評価するため添付する。
3	強度に関する説明書(支持構造物を含め	×	非常用ガス処理系 主要弁の要目表の記
	て記載すること。)		載の変更により,弁箱厚さの変更等を実
			施するが,実物の変更を伴わない設計確
			認値の変更であり構造強度に変更は生
			じないため不要。
4	構造図	×	非常用ガス処理系 主要弁の要目表の記
			載の変更により,弁箱厚さの変更等を実
			施するが,実物の変更を伴わない設計確
			認値の変更であり機器の構造に変更は
			生じないため不要。
5	原子炉格納施設の設計条件に関する説	×	非常用ガス処理系 主要弁の要目表の記
	明書(原子炉格納容器本体の脆性破壊防		載の変更により,原子炉格納施設の設計
	止に関する説明を併せて記載するこ		条件に変更はないため不要。
	と。)		
6	原子炉格納施設の水素濃度低減性能に	×	非常用ガス処理系 主要弁の要目表の記
	関する説明書		載の変更により,水素濃度低減性能に変
			更はないため不要。
7	原子炉格納施設の基礎に関する説明書	×	非常用ガス処理系 主要弁の要目表の記
	及びその基礎の状況を明示した図面		載の変更により,原子炉格納容器の基礎
			に変更はないため不要。
8	圧力低減設備のポンプの有効吸込水頭	×	非常用ガス処理系 主要弁の要目表の記
	に関する説明書		載の変更により,圧力低減設備その他の
			安全設備のポンプの有効吸込水頭に変
			更はないため不要。
9	安全弁及び逃がし弁の吹出量計算書(バ	×	非常用ガス処理系 主要弁の要目表の記
	ネ式のものに限る。)		載の変更により,安全弁及び逃がし弁の
			吹出量計算に変更はないため不要。

	実用発電用原子炉の設置,	添付の要否	
	運転等に関する規則	$(\bigcirc \cdot \ \times)$	理由
	別表第二 添付書類		
10	設計及び工事に係る品質マネジメント	0	非常用ガス処理系 主要弁の要目表の記
	システムに関する説明書		載の変更により,設計及び工事に係る品
			質管理の方法等を評価する必要がある
			ため、説明書を添付する。

添付資料6

設計及び工事の計画の変更認可申請書に添付する添付書類の変更有無について

(非常用ガス処理系 主要弁)

	用発電用原子炉の設置, 運転等に関する規則 別表第二 添付書類	関連 条文	添付書類名	添付書類の 変更の有無	添付書類の 変更の有無の理由
1	 ・ ・ ・	_	 ・VI-1-1-1-1 発電用原子炉設置変更許可申請書「本文(五号)」との 整合性 	無	非常用ガス処理系主要弁の要目表の記 載事項は、本説明書記載事項(許可の 際の申請書等の記載事項)に当たらな いため、既認可の設計及び工事の計画 に添付した説明書から変更はない。 なお、当該設備に係る基本設計方針の 変更もないことから、許可との整合性 についても変更はない。
			 ・VI-1-1-1-2 発電用原子炉設置変更許可申請書「本文(十一号)」との整合性 	無	非常用ガス処理系主要弁の要目表の記 載事項は、本説明書記載事項(許可の 際の申請書等の記載事項)に当たらな いため、既認可の設計及び工事の計画 に添付した説明書から変更はない。 なお、設計及び工事に係る品質マネジ メントシステムの変更もないことか ら、許可との整合性についても変更は ない。
2	設備別記載事項のう ち,容量又は注入速 度,最高使用圧力,最 高使用温度,個数,再 結合効率,加熱面積, 伝熱面積,揚程又は吐 出圧力,原動機の出 力,外径,閉止時間,漏 えい率,制限流量,落	<mark>44 条</mark>	・Ⅵ-1-1-4-7-5-1-5 設定根拠に関する説明書(非常用ガス処理系 主要弁(常 設))	<mark>有</mark>	非常用ガス処理系主要弁の要目表の記載の変更により,設定根拠への影響を確認する必要があるため添付する。(別紙1参照)

実用発電用原子炉の設置, 運転等に関する規則 別表第二 添付書類	関連 条文	添付書類名	添付書類の 変更の有無	添付書類の 変更の有無の理由
 下速度,駆動速度及び 挿入時間,効率,吹出 圧力,暫した間,効率,吹出 速度,間,効率,吹出 正定,認知,回転 3 安全部には一次には、一次では、 一次でででででででででででででででででででででででででででででででででででで	14条 15条	 • VI-1-1-6 安全設備及び重大事故等対処設備が使用される条件の下 における健全性に関する説明書 	無	非常用ガス処理系主要弁の要目表の変 更は、基本設計方針を変更するもので はなく、安全設備及び重大事故等対処 設備が使用される条件の下における健 全性に関する説明書に影響を与えるも のではないことから、既認可の設計及 び工事の計画に添付した説明書から変 更はない。 なお、要目表に記載する機器等が通常運 転時、設計基準事故時、重大事故等時等 に機能を要求される状況で所要の機能 が発揮できる設計であることを確認し ている。

3	用発電用原子炉の設置, 運転等に関する規則 別表第二 添付書類	関連 条文	添付書類名	添付書類の 変更の有無	添付書類の 変更の有無の理由
原于	产炉格納施設				
1	原子炉格納施設に係	14 条	・第 8-3-3-1-1-1 図	無	非常用ガス処理系主要弁の要目表の変
	る機器の配置を明示	15 条	【設計基準対象施設】非常用ガス処理系系統図		更は、実物の変更を伴わない設計確認
	した図面及び系統図		・第 8-3-3-1-1-2 図		値の変更であり機器の構造及び配置に
			【重大事故等対処設備】非常用ガス処理系系統図		変更はないことから、本図面の変更は
			・第 8-3-3-1-3-1 図		ない。
			非常用ガス処理系 機器の配置を明示した図面(その1)		
			・第 8-3-3-1-3-2 図		
			非常用ガス処理系 機器の配置を明示した図面(その2)		
			・第 8-3-3-1-4-2 図		
			非常用ガス処理系 主配管の配置を明示した図面(その		
			2)		
			・第 8-3-3-1-4-5 図		
			非常用ガス処理系 主配管の配置を明示した図面(その		
			5)		
2	耐震性に関する説明	5条	• VI-2-9-4-4-1	無	非常用ガス処理系主要弁の要目表の変
	書 (支持構造物を含め		非常用ガス処理系の耐震性についての計算書		更は、実物の変更を伴わない設計確認
	て記載すること。)				値の変更であり機器の重量に変更はな
					いことから、本計算書の変更はない。
3	設計及び工事に係る	_	• VI-1-10-1	無	非常用ガス処理系主要弁の要目表の記
	品質マネジメントシ		設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する		載の変更により、設計に係る品質管理
	ステムに関する説明		説明書		の方法により行った管理の実績又は行
	書				おうとしている管理の計画並びに工事

実用発電用原子炉の設置, 運転等に関する規則 別表第二 添付書類	関連条文	添付書類名	添付書類の 変更の有無	添付書類の 変更の有無の理由
				及び検査に係る品質管理の方法,組織 等についての具体的な計画に変更はな いことから,既認可の設計及び工事の 計画に添付した本説明書から変更はな い。
		・VI-1-10-8 本設工認に係る設計の実績,工事及び検査の計画 原子 炉格納施設	無	非常用ガス処理系主要弁の要目表の記 載の変更により,設計に係るプロセス の実績,工事及び検査に係るプロセス の計画の記載に変更はないことから, 既認可の設計及び工事の計画に添付し た本説明書から変更はない。

別紙1

女川原子力発電所第2号機 設計及び工事計画の変更認可申請 変更前後比較表 【Ⅵ-1-1-4-7-5-1-5 設定根拠に関する説明書(非常用ガス処理系 主要弁(常設))】

女川原子力発電所第2号機 設計及び工事計画の変更認可申請 変更前後比較表 【Ⅵ-1-1-4-7-5-1-5 設定根拠に関する説明書(非常用ガス処理系 主要弁(常設))】

変 更 前	変更後	備
		資料追加
	名 称 T46-F001A, B	
	最高使用圧力 kPa -23.5~13.7	
	最高使用温度 ℃ 100	
	個数 — 2	
	<text><text><text><text><text><text><text><text><text><text></text></text></text></text></text></text></text></text></text></text>	

女川原子力発電所第2号機 設計及び工事計画の変更認可申請 変更前後比較表 【Ⅵ-1-1-4-7-5-1-5 設定根拠に関する説明書(非常用ガス処理系 主要弁(常設))】

取用日に力 加 2.5 単一 100 100 単 1 2 一 2 100 単 1 2 一 2 100 日本 100 </th